

委託業務仕様書

1. 業務の名称

山城に行こう！2025 企画運営等業務

2. 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

3. 委託業務の目的

本業務は、美濃金山城跡をはじめとした本市が有する多くの城跡の魅力を広く市内外に発信し、市内の山城へ誘客を図るためのお城イベント「山城に行こう！」の企画運営等業務を委託するものである。

4. 山城に行こう！2025 の概要

（1）開催期間：令和 7 年 11 月 15 日（土）10：00～16：00

令和 7 年 11 月 16 日（日）10：00～16：00

（2）開催場所：メイン会場：広見地区センター（可児市広見 7 丁目 77）

現地会場：美濃金山城跡（可児市兼山）

久々利城跡（可児市久々利）

今城跡（可児市今）

（3）入 場 料：無料

（4）主 催 者：可児市、可児市山城連絡協議会

協 力：公益社団法人 日本城郭協会

（5）連携団体：岐阜戦国・武将観光推進連絡会

東美濃歴史街道協議会

小牧・長久手の戦い同盟

（6）開催内容：①可児の山城巡り（独自提案企画含む）

②城跡紹介・物販による PR ブース展開（独自提案企画含む）

③飲食マルシェの展開（独自提案企画含む）

④ゲストによる座談会

⑤チャンバラ合戦

⑥人間無骨の展示

⑦独自提案企画

5. 業務委託の内容

(1) 山城に行こう！2025 の開催

①可児の山城巡り

実施日時：11 月 15 日（土）10：00～16：00

11 月 16 日（日）10：00～16：00

※実施時間は変更となる場合がある。

実施場所：広見地区センター、美濃金山城跡、久々利城跡、今城跡

実施内容：メイン会場をハブ施設として各市内城跡へシャトルバスを運行させ、メイン会場から各現地会場への交通手段とするとともに来場者に城跡の P R を実施すること。

出 演 者：春風亭昇太（落語家）

中井 均（滋賀県立大学名誉教授）

加藤 理文（公益財団法人日本城郭協会学術委員副委員長）

萩原 さちこ（城郭ライター）

宮下 英樹（漫画家）

必須事項(a)シャトルバスの契約等は受託者が行い、運営に係る調整、支払い等は受託者が行うこと。なお、可児市近辺の事業所を選定すること。

(仕様) 乗車定員 20 人以上、台数 5 台以上、各 3 回以上往復

(行程)・広見地区センター⇄美濃金山城跡（蘭丸ふるりの森第 1 駐車場）

・広見地区センター⇄久々利城跡（久々利地区センター）

・広見地区センター⇄今城跡（今公民館）

・広見地区センター→美濃金山城跡（蘭丸ふるりの森第 1 駐車場）

→久々利城跡（久々利地区センター）→今城跡（今地区内）

→広見地区センター

(b)発注者が指定するバスの各停車場にバスの停車位置、発着時刻がわかるようなサインを 11 月 15 日（土）9：30 までに設置すること。

(c)小雨時は原則決行とするが、荒天時は中止とする。なお、中止の判断は市が決定する。

(d)企画規模に応じて運営や安全管理に必要なスタッフ（バスの停留所にそれぞれ 1 人以上等）を適切に配置するとともに、不測の事態が発生した場合に対応可能な体制を整えること。

(e)本会場からバスの停車位置までの案内看板及び誘導看板を設置すること。（看板に関して、レイアウト・デザイン・素材・設置位置などの校正を 1 回以上行うこと。）

(f)本会場にてバスの運行表を掲示すること。

(g)バス車内において、発注者が指定する可児市 P R 動画を放映すること。

- (h)バスの装飾について、行先・イベント名などを掲示し、来場者に対し目的地やイベントの関連バスであることが明確にわかる仕様とすること。
- (i)現地3会場にて行う企画を1案以上提案すること。(15日のみ)
- (j)(i)の周遊企画に関して、出演者を必ず活用すること。
- (k)出演者の控室について、ケータリングなど発注者と協議の上準備すること。
- (l)出演者の選定や交渉等は発注者が実施するが、出演者の出演料等(交通費、宿泊費、食事代含む)は1,500千円(税込)を上限として受託者が支払うこと。ただし、その内訳については市と協議の上、決定すること。
- (m)広見地区センターを起点とした現地3会場を巡る周遊企画を1案以上提案すること。(15日、16日)
- (n)各現地会場では地域団体主催にておもてなし企画を実施する。(15日のみ)

②城跡紹介・物販によるPRブース展開

実施日時：11月15日(土)10:00~16:00(予定)

11月16日(日)10:00~16:00(予定)

※開催時間は変更となる場合がある。

実施場所：広見地区センターエントランスホールまたは広見地区センター2階ブラウジング談話コーナー

実施内容：「小牧・長久手の戦い同盟」加盟市や東美濃地域の城跡など連携市町村の城跡紹介及び物販ブースを20程度出展すること。

- 必須事項(a)ブースを出展する城跡関係団体等については、発注者がリストを作成し提供する。また、出展に係る調整等に関しても発注者が行うこととする。
- (b)各ブースの参加団体名のサインパネルを作成し、各ブースに固定すること。
 - (c)ブースの配置やレイアウトは来場者が周遊しやすい空間設計をし、受注者により提案すること。また、11月13日(木)までに市の備品である机、いす、パネルを使用し設営すること。
 - (d)ブースの装飾については、戦国時代を強く訴求するデザインとすること。
 - (e)ブースに待機列が発生した際の想定を行い、混乱することのない導線を確保すること。また、待機列の整理等運営や安全管理に必要なスタッフを適切に配置するとともに、不測の事態が発生した場合に対応可能な体制を整えること。
 - (f)会場内の装飾について、市が提供する備品(大伴幕など)も含め、戦国時代を強く訴求するデザインとし11月14日(金)までに設営すること。
 - (g)各ブースの回遊性を高める企画を1案以上提案すること。
 - (h)なお、当企画内において「お城EXPO(公益社団法人日本城郭協会)」のPRブースが展開される。受注者はブースレイアウト作成の際、参考とすること。

③飲食マルシェの展開について

実施日時：11月15日（土）10：00～16：00

11月16日（日）10：00～16：00

※開催時間は変更となる場合がある。

実施場所：広見地区センター駐車場

実施内容：戦国時代をテーマにしたグルメや特産品の販売等を実施すること。

- 必須事項(a)当事業に係る業務は出店事業者の選定及び調整、ブース設営撤去、会場装飾、保健所・消防署への申請等を委託対象とする。
- (b)出店事業者は、発注者から提供するリストから10店舗以上選定すること。
- (c)グルメの名称やデザイン等については、可児市の特性を生かし、且つ戦国時代を強く訴求するものとし、出店事業者、発注者と協議の上決定すること。
- (d)2間×3間テント（2小間）もしくは2間×1.5間テント（1小間）を計20小間以上手配し（出店者及び食事用）を手配しブース用のテントについて、11月13日（木）までに設営すること。また、食事用のテントは、11月14日（金）までに設営すること。なお、テント幕は、瓦柄屋根天幕、横幕（4方囲い）、仕切り幕付き、ウェイト付きとすること。
- (e)ブースはテントの半分を1ブースとし、市の備品である机、いすをもって設営すること。
- (f)広見地区センター駐車場及び体育館に飲食スペースの設営・撤去を行うこと。なお、各会場40人以上の座席・机を11月14日（金）までに市の備品を使用し準備すること。
- (g)各会場リサイクルステーションを用意すること。なお、当日発生したゴミに関しては、受注者による撤去とする。
- (h)リサイクルステーションには、可燃ごみのごみ箱2個以上、不燃ごみのごみ箱1個以上を用意すること。
- (i)ごみ袋の取り換えや周辺の清掃などリサイクルステーションの管理・運営を行うこと。
- (j)保健所や消防署への手続きに関しては、発注者が出店する飲食店から収集した必要書類を各機関へ申請すること。
- (k)ブースの装飾については、戦国時代を強く訴求するデザインとすること。
- (l)飲食ブースの利用を促進する企画を1案以上提案すること。

④ゲストによる座談会

実施日：11月16日（日）14：00～15：00

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：広見地区センター1階会議室

実施内容：山城有識者ゲストによる座談会を実施する。

ゲ ス ト：小栗さくら（歴史タレント）

久保井朝美（気象予報士）

いなもとかおり（お城マニア・城ライター）

必須事項(a) 出演者の選定や交渉等は発注者が実施するが、出演者の出演料等（交通費、宿泊費、食事代含む）は受託者が支払うこと。なお、出演料に関しては、①(l)の1,500千円（税込）に含まれるものとする。

(b)出演者の控室について、ケータリングなど発注者と協議の上準備すること。

(c)講演会会場の観覧席について、席の間隔を確保したレイアウトを提案し、11月14日（金）までに設営すること。また、講演会会場は市の備品である机、いす、パネルをもって設営すること。（レイアウトに関しては、校正を1回以上行うこと。）

(d)設営・撤去する席数は100席以上とすること。

(e)運営や安全管理に必要なスタッフ（運営責任者1名含むスタッフ4人以上）を適切に配置するとともに、不測の事態が発生した場合に対応可能な体制を整えること。

(f)音響については、備え付けの備品もしくは発注者にて準備したものを設置し運営すること。

(g)講演会会場で来客者に対して不便なく全体に内容が伝わるよう、必要な映像機材一式（テレビ、テレビスタンドなど）を手配し11月14日（金）までに設営すること。

(h)座談会のテーマを提案すること。なお、「可児市の山城」に関連するテーマを2案以上、城全体に関するテーマを1案以上提案すること。

(i)(h)に関して、ゲストの3者が提案のあった3つ以上のテーマをもとにディスカッションを行う想定とする。

⑤チャンバラ合戦-戦 IKUSA について

実 施 日：11月15日（土）10：00～16：00

11月16日（日）10：00～16：00

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：広見地区センター駐車場 ※雨天時は体育館で実施する。

実施内容：ボランティアなどによるチャンバラ合戦を実施する。

必須事項(a)運営管理はすべて可児市がボランティアに委託し実施する。

(b)ボランティア団体への経費、委託費等支払いを行うこと。(125 千円(税抜)を上限とする。)

⑥人間無骨の展示について

実施日：11月15日(土) 10:00~16:00(予定)

11月16日(日) 10:00~16:00(予定)

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：広見地区センター1階エントランスホール

実施内容：可児市ゆかりの武将「森 長可」の使用していた十文字槍「人間無骨」の写しを岡山県赤穂大石神社より借用し展示する。

必須事項(a)運営管理はすべて可児市が実施する。

(b) 展示物を説明するA1サイズの発砲パネルを制作し、会場に設置すること。
(制作物のデザイン・レイアウトに関して、校正を1回以上行うこと。)

⑦独自提案企画について

本業務の目的を踏まえた上で、受託者の創意工夫を凝らした集客力の高いイベントを企画し実施すること。なお、提案イベントについては、市内城跡の魅力を活かしつつ、より深い理解が得られる企画とすること。

(2) 制作業務

別添資料①(メイン会場レイアウト図)を参考に、イベント当日の会場装飾及び設置物のデザイン、レイアウトを提案すること。また、設置物・装飾品等製作物を制作し11月14日(金)までに設営、撤去すること。

①必須製作物一覧

a.会場メイン看板(2枚以上)

会場入り口等に設置する立て看板を制作すること。

b.会場装飾(ステージ装飾含む)

c.メインサイン(1枚以上)

吊り下げ看板を制作すること。

d.会場案内サイン(10枚程度)

来場者が会場内で混乱しないようにエリア名、導線、会場図などを示した自立式パネル看板を制作すること。

留意事項：会場内の装飾について、市が提供する備品(大判幕など)も含め、戦国時代を強く訴求するデザインにすること。市が所有する備品は別添資料②のとおり。

(3) 広報・PR業務

- ①イベントの認知度を高め、誘客を促進する方策として、広報媒体の効果的な活用
の手段を具体的に提案すること。
- ②広報期間2カ月程度あたりに想定される広報媒体の予想観覧人数等と根拠を提示
すること。
- ③広報ツールの発送や広告配信など、配架または配信する地域（施設）を提案し、市
と協議の上実施すること。実施にあたって必要となる関係機関との調整を行うこと。
- ④ポスター等の広報ツール作成及び発送に係る一切の経費は、本業務の契約額に含む
ものとする。
- ⑤可見市はイベント企画のPRとして、当市ホームページへの掲載、当市インスタグ
ラムでの投稿、市の情報紙「広報かに」への掲載などを実施する。

(4) 警備員の配置について（別添資料③警備配置図参照）

業務実施日において、地内の交通渋滞等を緩和するための誘導作業等を発注者が指定
する場所（本会場（広見地区センター）・兼山会場・久々利会場・今会場）にて交通誘導
警備業務を実施し、交代要員を配置し業務を円滑に行えるようにすること。また、警備の
際は、当業務に係る必要な機材等を携行すること。

なお警備会社との契約は受託者が行い、運営に係る調整、支払い等は受託者が行うこと。

①広見地区センター周辺

警備員配置：広見地区センター1人、広見小学校グラウンド3人、広見グラウンド3人、
交通誘導4人、交代要員3人（計5か所14人）

周辺の駐車状況を警備員間で常に共有できる体制をとること。なお警備員は乗り合わ
せで集合し、駐車場は発注者の指定する場所を使用すること。

実 施 日：11月15日（土）6：00～16：30（予定）

11月16日（日）6：00～16：30（予定）

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：可見市広見（広見地区センター付近、広見小学校グラウンド、広見グラ
ウンド）

誘導員 A：本会場の広見地区センターへの自家用車での来場を制限するため、広見地
区センター入口にて入場制限及び会場駐車場への案内業務を実施

誘導員 BCD：駐車場において安全に駐車を行うために駐車場内の交通誘導を行う。

誘導員 EFG：駐車場において安全に駐車を行うために駐車場内の交通誘導を行う。

誘導員 HIJK：歩行者が安全に道路横断できるように交通誘導を行う。

- ・各警備場所において、常に情報連携を行い、駐車状況の共有を行うこと。
- ・満車になった際、発注者の指定する駐車場への誘導を行うこと。

②美濃金山城跡（可児市兼山）周辺

警備員配置：4 か所計 5 名（交代要員 1 名）

安全なイベント運営を行うため、イベント会場へ繋がる林道を車両通行止めとする。
なお、警備員は乗り合わせで集合し、駐車場は兼山小学校駐車場を使用すること。

実 施 日：11 月 15 日（土）8：00～17：00（予定）

11 月 16 日（日）8：00～16：30（予定）

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：可児市兼山（美濃金山城跡付近）

駐 車 場：兼山小学校（予定）

誘導員 A：来場者に対する駐車場への誘導案内を行う。

誘導員 B：安全に駐車を行うために駐車場内の交通誘導を行う。

誘導員 C：イベント会場へ繋がる林道への車両進入防止（イベント関係者除く）及び
イベント会場への誘導を行う。

誘導員 D：イベント会場へ繋がる林道への進入防止（イベント関係者除く）

③久々利城跡（可児市久々利）周辺

警備員配置：4 か所計 5 名（交代要員 1 名）

周辺の駐車状況を警備員間で常に共有できる体制をとること。なお警備員は乗り
合わせで集合し、駐車場は久々利地区センターを使用すること。

実 施 日：11 月 15 日（土）9：30～16：30（予定）

11 月 16 日（日）9：30～16：30（予定）

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：可児市久々利（久々利城跡付近）

駐 車 場：久々利地区センター他（予定）

誘導員 A B：県道 84 号線（久々利地区センターから久々利城跡）を安全に道路横断
できるように往来する自動車等とイベント参加者の誘導を行う。

誘導員 C D：県道 84 号線（久々利城跡から久々利地区センター）を安全に道路横断
できるように往来する自動車等とイベント参加者の誘導を行う。

④今城跡（可児市今）周辺

警備員配置：3 か所計 4 名（交代要員 1 名）

周辺の駐車状況を警備員間で常に共有できる体制をとること。なお警備員は乗り
合わせで集合し、駐車場は今公民館を使用すること。

実 施 日：11 月 15 日（土）9：30～16：30（予定）

11月16日（日）9：30～16：30（予定）

※開催日時は変更となる場合がある。

実施場所：可児市今（今城跡付近）

駐 車 場：今公民館

誘導員A：来場者に対する駐車場への誘導案内を行う。

誘導員B：歩行者が安全に通行できるよう誘導案内を行う。

誘導員C：イベント会場までの誘導案内を行うこと。

（5）本業務に係る留意事項

- ①イベントの開催内容を変更する場合がある。常時、市より情報共有を行う。
- ②イベントに係る装飾のデザインについては、受託者から提案の上、市と協議して決定すること。
- ③会場の使用料は無料とする。
- ④各製作物や広告素材について校正を2回以上行うこと。
- ⑤イベント終了後は、原状回復すること。
- ⑥会場の撤去に関しては11月17日（月）午後5時までに完了すること。
- ⑦出展者や運営スタッフのための運営マニュアルを制作すること。

6. 業務の実施体制

総括責任者1名のほか、必要な実務担当者を配置すること。ただし、総括責任者と実務担当者の兼務は妨げないものとする。また、業務受託期間中は、市と緊密な連絡・運営体制を構築すること。

受託者は、契約締結後、速やかに本業務の実施計画（実施体制表、事業計画、業務スケジュール表等）及び連絡体制（緊急時含む）を作成し市に提出すること。また、事業の進捗状況を適宜市に報告する等、市との連絡を密に行うこと。

7. 業務完了後の提出書類

受託者は、業務完了後遅滞なく、委託業務完了届及び事業実績報告書を提出すること。

記録物は電子データ（DVD等）にて市へ提出すること。また、本事業で製作した成果物のデータは、PDF形式及び編集可能な形式（Adobe Illustrator 等）にて納品すること。

8. 著作権等に関すること

別記「著作権等取扱特記事項」によること。

9. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的・効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護の保護・機密の保持

受託者及び業務従事者は、可児市個人情報保護条例（平成 11 年 12 月 28 日条例第 23 号）を遵守するとともに、業務上知り得た情報を適正に管理し、漏洩、滅失、毀損してはならない。また、契約終了後も同様とする。

(4) 立入検査等

市は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができる。

(5) 設営・撤去時及びイベント実施時において通常の広見地区センター利用者への配慮を多分に行い、また、来場者の安全を第一に運営を行うこと。

10. 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の取消しができる。その場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等（感染症拡大に伴うものを含む）、市及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、受託者は契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎ

に協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

11. 不当介入における通報義務等

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

12. その他

(1) 本仕様書に明示なき事項や業務上の疑義又は変更が発生した場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

(2) 本委託業務の実施にあたっては、市や関係団体等と十分に協議した上で行うこと。